

【建設交通部】

件 名	府道工事に係る通報への土木事務所の対応について
<p>申立概要 【受理 23.7.28】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府道に駐車した工事車両が危険なため所管の土木事務所に電話したが、「府の工事はしていない。」と回答があった。</li> <li>・ 市町村や警察署等に確認したところ、土木事務所が許可した道路占用工事であることが判明した。</li> <li>・ 職員の対応は不適切であり、関係部署全体で再発防止に努めるべきではないか。</li> </ul>
<p>確認事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電話を受けた際、府の直営工事の有無しか確認せずに、回答していたことを確認しました。</li> <li>・ 申立てを踏まえ、再発防止のために、府道の安全管理対策に問題がある場合は、府事業に限らず必要な措置を講じるよう全土木事務所に対し、注意喚起が行われています。</li> </ul>
<p>回 答 (意見・要望) 【通知 23.8.18】</p>	<p>速やかに再発防止対策が講じられていますが、各土木事務所の対応状況等については、今後の監査活動を通じ確認し、必要な指導を行うこととしています。</p>